

2023年11月

## 金融商品取引法の一部改正 — 四半期報告書の廃止 —

弁護士 福田 直邦 / 弁護士 徳永 大誠

### Contents

- I. はじめに
- II. 現在の金融商品取引法における半期・四半期開示制度の概要
- III. 改正後の金融商品取引法における半期・四半期開示制度の概要
- IV. 適用時期
- V. 発行開示への影響
- VI. おわりに

### I. はじめに

近年の企業経営や投資家の投資判断においては、サステナビリティを中心に、中長期的な企業価値に関連する非財務情報がますます重要になっている。これに加えて、特に上場企業においては、急速な経営環境の変化や情報技術の進展等を受け、より頻繁に経営状況をチェックしたうえ、投資家に対し様々な媒体でタイムリーに情報発信する企業も出てきており、こうした随時の情報開示も投資家にとって新たに重要となっている。このような企業情報の開示をめぐる環境変化の一方で、金融商品取引法に基づく四半期報告書と、取引所規則に基づく四半期決算短信との間では、内容面の重複や開示タイミングの近接が指摘されており、有識者の間では、企業の事務負担軽減の観点から金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すべきであるとの提言がなされていた。その詳細については、2023年1月の当事務所のニュースレター「[金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ報告』の公表 — 四半期開示の見直し —](#)」を参照されたい。

このような背景を踏まえ、金融庁は2023年3月14日に、四半期報告書の廃止を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、改正法は2023年11月20日に成立し、同月29日に公布さ

れた(官報号外第 250 号)。改正法による金融商品取引法の改正は多岐にわたるが、そのうち四半期報告書の廃止に係る部分(「本改正」)が今後の企業の開示実務に与える影響は大きいと考えられるため、本稿では、本改正の内容を概観する。なお、以下では、本改正の前の金融商品取引法を「旧法」、本改正の後の金融商品取引法を「新法」と記載する。

## Ⅱ. 現在の金融商品取引法における半期・四半期開示制度の概要

有価証券報告書提出会社のうち、上場会社等は、その事業年度が 3 ヶ月を超える場合に、その事業年度を 3 ヶ月毎に区分した期間(四半期)ごとに、その会社の属する企業集団についての所定の事項を記載した四半期報告書を四半期末から 45 日以内に内閣総理大臣に提出することが義務付けられている(旧法 24 条の 4 の 7 第 1 項・金商法施行令 4 条の 2 の 10)。

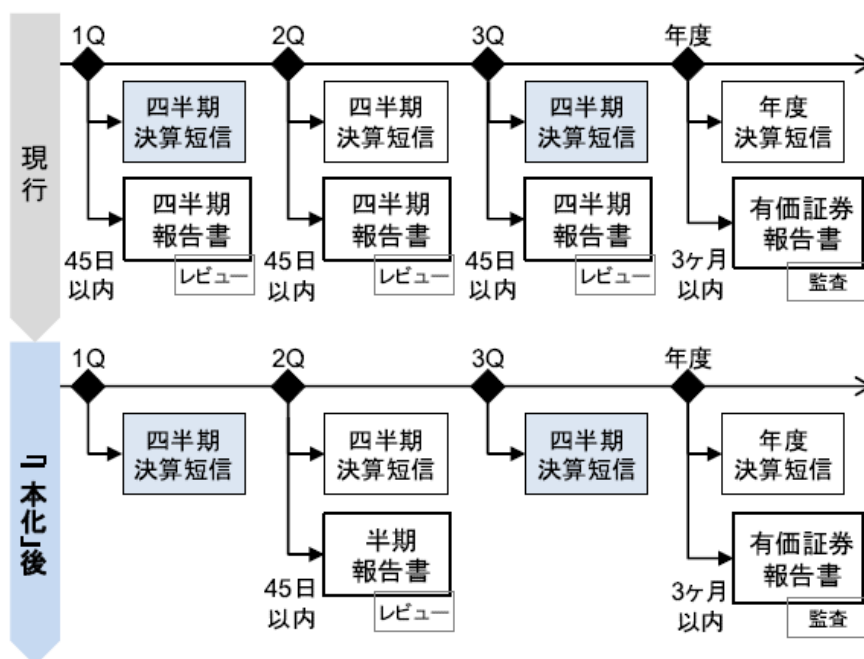
一方、有価証券報告書提出会社のうち、非上場会社等の四半期報告書提出会社以外の会社は、その事業年度が 6 ヶ月を超える場合に、半期報告書、すなわち事業年度が開始した日以後 6 ヶ月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社についての所定の事項を記載した半期報告書を上半期末から 3 か月以内に内閣総理大臣に提出することとなっている(旧法 24 条の 5 第 1 項)。半期報告書は四半期報告書と比較して、より詳細な財務情報の記載や監査人による監査が求められる点が特徴である。

なお、現行法上、有価証券報告書提出会社であれば、上場会社等でなくても任意で四半期報告書を提出することができる(旧法 24 条の 4 の 7 第 2 項)ため、非上場会社等は上場会社等と同様に四半期報告書を提出するか、又は半期報告書を提出するかを選択することができる。

## Ⅲ. 改正後の金融商品取引法における半期・四半期開示制度の概要

改正後の金融商品取引法においては、旧法 24 条の 4 の 7(四半期報告書の提出)及び旧法 24 条の 4 の 8(確認書に関する規定の四半期報告書への準用)の規定が削除された。その結果、上場会社等においては金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出が不要となり、第 1・第 3 四半期については、取引所規則に基づく四半期決算短信の提出のみで足りることとなった。また、新法 24 条の 5(半期報告書及び臨時報告書の提出)により、上場企業等は新たに、事業年度開始後 6 ヶ月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況等を記載した半期報告書(同条 1 項 1 号)を内閣総理大臣に提出することが義務付けられた。本改正により、上場企業における金融商品取引法上の開示義務は、有価証券報告書及び半期報告書の年 2 回となる。

本改正により上場企業に義務付けられる半期報告書については、現行法の下で上場会社等が提出している第 2 四半期報告書と同程度の記載内容となる予定である。また、監査人によるレビューで足りる点及び提出期限が上期末後 45 日以内である点も、現行の第 2 四半期報告書と同様である。なお、本改正を理解するうえで、2022 年 12 月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)」に記載されている以下の図も参考になる。



(出所)「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)」

他方、非上場会社等については、改正後においても現行法と同様の半期報告書を提出することになっている(新法 24 条の 5 第 1 項 3 号)点に変更はない。もともと、現行法のもとで非上場会社等が上場会社等の四半期開示制度を任意に選択できる点については、改正法においても形を変えて維持されている。すなわち、非上場会社等は、改正後の上場会社等に適用される新たな半期報告書の枠組みを利用するか、従来の非上場会社等に適用されてきた既存の半期報告書の枠組みを利用するかを選択することができる(新法 24 条の 5 第 1 項 柱書但書)。

## IV. 適用時期

本改正は、2024 年 4 月 1 日(「施行日」)から施行される(改正法附則 1 条 3 号)。もともと、四半期報告書及び半期報告書の提出については経過措置が存在する(改正法附則 2 条、3 条)ため、以下では、その内容をいくつかの類型に分けて紹介する。

### 1. 上場会社における本改正の適用時期

- (1) 上場会社において、施行日以後に開始する事業年度における法定開示は新法 24 条の 5 第 1 項 1 号に基づく新たな半期報告書の提出となる。

3 月決算の上場会社の場合、2024 年 4 月 1 日から開始する事業年度以降、旧法下の四半期報告書の提出は不要となり、新たな半期報告書を 2024 年以降の毎年 9 月末から 45 日以内に提出することとなる。

- (2) 上場会社において、施行日より前に開始する四半期に係る法定開示は、旧法に基づく四半期報告書

の提出となる(改正法附則 2 条 1 項)。なお、第 1 四半期が施行日より前に開始し、かつ第 1 四半期報告書の提出期間が施行日以後に開始する場合には、①第 1 四半期については旧法による第 1 四半期報告書を提出(改正法附則 2 条 1 項)し、②第 2 四半期終了後においては、新法 24 条の 5 第 1 項 1 号に基づく新たな半期報告書の提出となる(改正法附則 3 条 2 項、1 項及び 2 条 1 項)。

12 月決算の上場会社の場合、2024 年 1 月 1 日から開始する事業年度については、第 1 四半期報告書の提出期間が第 1 四半期の経過後に(すなわち、2024 年 4 月 1 日から)開始するところ、これが施行日以後であるため、第 1 四半期報告書のみ旧法に基づき提出し、第 2 四半期終了後は、新法に基づく半期報告書を 2024 年 6 月末から 45 日以内に提出することになる。第 3 四半期報告書の提出は不要である。

## 2. 非上場会社における本改正の適用時期

- (1) 非上場会社においては、施行日以後に事業年度が開始する場合、当該事業年度における法定開示は新法 24 条の 5 第 1 項 3 号に基づく半期報告書の提出となる(改正法附則 3 条 1 項)。3 月決算の非上場会社の場合、2024 年 4 月 1 日から開始する事業年度以降、新法に基づき半期報告書を提出することとなる。
- (2) 非上場会社において、施行日より前に開始する事業年度については、旧法による半期報告書の提出となり、新法の適用は翌事業年度からとなる(改正法附則 3 条 1 項)。12 月決算の非上場会社の場合、2024 年 1 月 1 日から開始する事業年度については、旧法に基づき半期報告書を 2024 年 6 月末から 3 ヶ月以内に提出することとなるが、2025 年 1 月 1 日から開始する事業年度以降は、新法に基づく半期報告書を 2025 年以降毎年の 6 月末から 3 ヶ月以内に提出することとなる。

## V. 発行開示への影響

### 1. 現在の発行開示制度

企業が有価証券の募集又は売出しを行うには、内閣総理大臣に有価証券届出書を提出しなければならない(金商法 4 条 1 項、5 条 1 項)。有価証券届出書においては、原則として証券を発行する企業の通期の財務情報を記載する必要があり、さらに決算期から提出日までの期間経過によって、四半期や半期の財務情報も追加して記載する必要がある(「通常方式」)。

もっとも、上場会社のように継続開示が義務付けられている企業に対しては、継続開示において開示した情報を発行開示に利用することで、発行開示を簡素化することが認められている。

まず、既に 1 年以上継続して有価証券報告書を提出している企業は、有価証券届出書に、①直近の有価証券報告書及びその添付書類、②①の提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書、並びに③これらの訂正報告書の写しを綴じ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた重要な事実を追完情報として記載することにより、財務情報の直接の記載に代えることができる(「組込方式」。旧法 5 条 3 項、企業内容等の開示に関する内閣府令(「開示府令」)9 条の 3)。

さらに、既に 1 年以上継続して有価証券報告書を提出しており、かつ、周知性の高い企業においては、より簡易な手段が認められており、有価証券届出書に上記①から③の書類を参照すべきことを記載することによって、財務情報の記載に代えることができる(「参照方式」。旧法 5 条 4 項、開示府令 9 条の 4)。

このように、金商法上の発行開示制度における財務情報の記載には、「通常方式」、「組込方式」、及び「参照方式」の3つの方式が存在している。

## 2. 改正後の発行開示制度

新法5条3項・4項においては、有価証券届出書における四半期報告書の組込・参照に関する部分が削除された。その結果、組込方式・参照方式を利用する上場会社等は発行開示において四半期報告書を組込・参照することが想定されなくなった。通常方式の有価証券届出書における四半期や半期の財務情報の記載については、開示府令の様式の中で具体的に規定しているため、通常方式における四半期財務情報の記載については、今後の開示府令改正に委ねられることとなる。

## 3. 経過措置

本改正の施行日は2024年4月1日であるが(改正法附則1条3号)、一定の経過措置が設けられている(改正法附則2条4項)。具体的には、施行日前に四半期報告書を提出し、又は施行日以後に四半期報告書を提出した会社については、新法5条3項・4項は施行日以後最初に有価証券報告書を提出したときから適用され、それまでは従前の例によることとなっている。したがって、上場会社の場合は基本的に経過措置の対象になるものと考えられる。

3月決算の上場会社の場合、2024年6月末までに提出する有価証券報告書を境に、それまでの発行開示においては、現行制度上の組込方式・参照方式を利用することになり、有価証券届出書の提出時期に応じて、四半期報告書を従前どおり組込・参照することになる。その後は、新制度上の組込方式・参照方式を利用することになり、2024年9月末から45日以内に提出する半期報告書の提出以降は、この半期報告書を組込・参照することになる。

12月決算の上場会社の場合、2024年3月末までに提出する有価証券報告書は施行日前の提出となるため、2025年3月末までに提出する有価証券報告書の提出までは、引き続き現行制度上の組込方式・参照方式を利用することになる。ただし、2024年1月から3月までの第1四半期については現行制度上の四半期報告書を提出し、第2四半期終了後は新制度上の半期報告書を提出することとなる(上記IV. 1. (2)参照)ため、有価証券届出書の提出時期に応じて、これらの書類を組込・参照することになると考えられる。

## VI. おわりに

今回の法改正は、特に上場会社における企業情報開示のコスト削減や効率化に寄与する点で意義のあるものであると考えられる。もともと、企業開示制度の見直しは、本改正にとどまるものではなく、金融商品取引法施行令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が控えているほか、四半期決算短信に関する取引所規則の変更も予定されているところである。したがって、企業、投資家、市場関係者等関係者は、企業情報の開示に関する動向について、引き続き注視していく必要がある。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 福田 直邦([naokuni.fukuda@amt-law.com](mailto:naokuni.fukuda@amt-law.com))  
弁護士 徳永 大誠([taisei.tokunaga@amt-law.com](mailto:taisei.tokunaga@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
  - Capital Markets Legal Update 発行責任者  
弁護士 吉井一浩、福田直邦、野原新平

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)